

保健衛生職員応援調整マニュアル（案）

平成 31（2019）年 3 月

目 次

第1章 DHEAT 編

1 DHEAT の活動理念

2 DHEAT の構成員

- (1) DHEAT 構成員の職種と班員数
- (2) DHEAT を編成する上での留意点
- (3) DHEAT としての心構え

3 DHEAT の養成と資質向上

- (1) DHEAT の養成
- (2) DHEAT の資質向上

4 DHEAT 派遣根拠及び費用負担の考え方

- (1) 参考とすべき根拠法令・通知・協定
- (2) 地域防災計画との関係
- (3) DHEAT の応援派遣に係る費用と補償

5 平時における DHEAT 派遣体制の整備

- (1) 派遣調整にかかる組織体制の構築
 - ① 応援調整窓口の設置
 - ② その他の保健所設置市・特別区等との調整
 - ③ 調整にかかる連絡体制の整備
 - ④ DHEAT 健康管理体制の整備
- (2) DHEAT 標準資機材・個人装備の準備

6 災害時における DHEAT 派遣

- (1) 応援派遣調整の開始
- (2) DHEAT の編成
 - ① 本庁における応援計画の策定
 - ② 都道府県及び指定都市の内部調整
 - ③ その他の保健所設置市・特別区等との調整

- (3) 応援派遣の応諾
- (4) DHEAT の応援派遣先(保健医療調整本部・保健所等)との調整
- (5) 派遣の実際
 - ① 緊急連絡網の作成 ② 健康管理体制の確保
- (6) DHEAT 標準資機材・個人装備の準備
- (7) ロジスティクス
 - ① 交通経路の決定 ② 宿泊先の確保
- (8) 派遣時オリエンテーション
- (9) 応援派遣の終了
- (10) 派遣終了後の対応
 - ① 健康管理
 - ② 事務手続き
 - ③ 活動評価

帳票類：様式等の番号等について、「保健衛生職員受援マニュアル（案）」に掲載のものと同じものについては、同じ番号等とした。

- 《様式 1-1》「DHEAT 等応援及び受援調整窓口登録様式（国へ提出）」
- 《様式 1-2》「DHEAT 等応援及び受援調整窓口登録様式（都道府県へ提出）」
- 《様式 2》「災害に係る DHEAT 応援派遣の可否について（国へ提出）」
- 《様式 3-1》「DHEAT 応援派遣予定者と所属長の連絡先一覧表」
- 《様式 3-2》「DHEAT 応援派遣予定者名簿」
- 《様式 4》「DHEAT 応援派遣スケジュール（国へ提出）」
- 《様式 5》「災害に係る DHEAT 応援派遣計画（班ごと提出）」

- 《別添 1》「応援派遣職員の健康管理フロー」
- 《別添 2》「応援派遣要請の概要」

- 《参考 1》「DHEAT 標準資機材（例）」
- 《参考 2》「DHEAT 個人装備（例）」
- 《参考 3》「活動資機材例（例）」
- 《参考 4》「応援派遣時オリエンテーション項目チェックリスト」
- 《参考 5》「応援派遣終了後デブリーフィング項目チェックリスト」

第2章 災害時保健活動支援チーム編

* 様式等の詳細は「災害時の保健活動推進マニュアル」に示す。

1 災害時保健活動支援チームとは

2 災害時保健活動支援チームの構成員

- (1) 派遣元自治体
- (2) 職種
- (3) 人数
- (4) 派遣日数
- (5) 教育
- (6) 災害時保健活動支援チームを編成する上での留意点
- (7) 災害時保健活動支援チームとしての心構え

3 災害時保健活動支援チーム派遣根拠及び費用負担の考え方

4 平時における災害時保健活動支援チーム派遣体制の整備

- (1) 派遣調整にかかる組織体制の構築
 - ① 応援調整窓口の設置
 - ② 調整にかかる連絡体制の整備
 - ③ 災害時保健活動支援チーム健康管理体制の整備
- (2) 災害時保健活動支援チームの資機材・個人装備の準備

5 災害時における災害時保健活動支援チーム派遣

- (1) 応援派遣調整の開始
- (2) 災害時保健活動支援チームの編成
 - ① 本庁における応援計画の策定
 - ② 都道府県及び指定都市の内部調整
- (3) 応援派遣の応諾
- (4) 災害時保健活動支援チームの応援派遣先(保健医療調整本部・保健所等)との調整
- (5) 派遣の実際
 - ① 緊急連絡網の作成
 - ② 健康管理体制の確保
- (6) 災害時保健活動支援チーム標準資機材・個人装備の準備
- (7) ロジスティクス
 - ① 交通経路の決定
 - ② 宿泊先の確保
- (8) 派遣時オリエンテーション
- (9) 応援派遣の終了
- (10) 派遣終了後の対応
 - ア) 健康管理
 - イ) 事務手続き
 - ウ) 活動評価

第1章 DHEAT 編

1 DHEAT の活動理念

災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team＝DHEAT）は、大規模災害時の保健衛生活動に係る体制整備の推進のために、被災した都道府県に設置された「保健医療調整本部」の調整業務を円滑に行うための人的支援に当たる。被災都道府県からの応援要請に基づいて応援派遣される。

2 DHEAT の構成員

都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）は、所属する職員により DHEAT を編成する。

ただし、都道府県等は、同一都道府県内の指定都市以外の保健所設置市又は特別区が編成した DHEAT の班をチーム編成の中に追加することができる。

また、都道府県は、同一都道府県内の指定都市以外の保健所設置市又は特別区の職員を DHEAT の構成員に追加することができる。

（4）DHEAT 構成員の職種と班員数

DHEAT は原則として、災害時健康危機管理支援チーム養成研修（基礎編：日本公衆衛生協会主催、高度編：国立保健医療科学院主催。以下「DHEAT 養成研修」という。）によって、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員とする。

DHEAT は、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、精神保健福祉士、環境衛生監視員、食品衛生監視員、その他の専門職及び業務調整員（ロジスティクス：連絡調整、運転等、DHEAT の活動を行うための支援全般を行う者。専門職が業務調整員を兼務することを妨げない。）により、現地のニーズに合わせて、1 班当たり 5 名程度（自動車での移動を考慮した機動性の確保できる人数）で構成し、1 班、1 週間以上の活動をする。

特に初動期は危機管理体制のマネジメントが重要であり、被災都道府県の保健医療調整本部と被災現地本部とのリエゾン（連絡調整）、DHEAT 活動基盤の整備、公衆衛生活動体制の整備から、治療が必要な被災者への適切な医療の提供、避難所の環境整備、感染症対策、下肢深部静脈血栓症（DVT、生活不活発病（廃用症候群）等の二次被害を防止する対策まで及ぶため、医師、災害経験のある保健師、環境衛生監視員及び業務調整員を優先して編成することが望ましい。公衆衛生施策（保健衛生対策、生活環境対策）の実行を主な任務とする被災地域外の自治体の職員によって組織される災害時保健活動支援チーム（第2章）と役割の違いがあるが、十分連携して支援する。

なお、各職種の特性を活かしつつ、実働においては職種の枠にとらわれず協働する。

ただし、災害の規模が大規模であり、多くの班編成が必要なときは、専門的な研修・訓練を受けた職員以外の職員も DHEAT の構成員に加えて応援派遣できる。また、地域の実情に応じて、都道府県等の職員以外の地方公共団体職員、関連機関（大学、研究機関並びに病院及び診療所等）の者を DHEAT の構成員に加えることができる。ただし、この場合において当該構成員には、地方公務員としての身分を付与する必要がある。

(5) DHEAT を編成する上での留意点

DHEAT はマネジメント機能が発揮できるようチーム構成員の職位・経験等を考慮する必要がある。

派遣される職員については、過去の病気休暇の状況、治療中の疾病の有無など健康状態、過去の災害あるいは被災地派遣におけるメンタルヘルスを含む適応状況、家族の協力体制などを勘案して選定する。

1 つの班の活動期間は 1 週間以上が基本となるため、DHEAT 構成員の所属する組織の所属長は、派遣期間+2 日間の連続した休暇を目安として、所属における業務の調整を図る。

当該所属に 1 人しか配属されていない職種など所属内での調整が困難な場合については、都道府県等の本庁において同一都道府県内の他の保健所等から、DHEAT の構成員となった職員の所属への応援体制を整える。

(6) DHEAT としての心構え

DHEAT による支援と受援は表裏一体であり、現地に溶け込んで被災地をサポートする役割である。

そのため、DHEAT 構成員には支援者としての心構えを理解し実践できるよう、研修やオリエンテーションの機会を設け、周知・徹底する。

支援者の心得としては、受援ストレスの理解と対応が基本となる。被災地の行政職員も被災者であることを念頭に置き、被災地へ集合してくる多数の支援者対応は被災地の行政職員にとって、ストレスにもなるため、DHEAT はそのストレスになるのではなく、受援側として被災地行政に溶け込み一体的に活動するとともに、被災地行政として直接伝えることが困難な場面では、時に代弁者になる。

「郷に入っては郷に従う」ことを心構えに、信頼関係を築き受援側にあわせ寄り添って、決して仕切ろうとしない謙虚な姿勢が重要である。

3 DHEAT の養成と資質向上

(3) DHEAT の養成

都道府県等は DHEAT 構成員となる職員に対して、平時に DHEAT 養成研修（基礎編）【日本公衆衛生協会主催】を受講させる。DHEAT の活動は概ね 1 か月程度の応援派遣を継続することを想定し、必要な職種や人数を考慮して、養成することが望ましい。

また、都道府県は、指定都市以外の保健所設置市及び特別区の職員が研修を受講できるよう、指定都市以外の保健所設置市及び特別区と調整を図る。

(4) DHEAT の資質向上

DHEAT 構成員には、養成研修受講後も、DHEAT としての力量を高めチームとしての役割を果たすことを目的として、都道府県等が主催する模擬訓練、最新の知見に関する研修参加や自己研さんに努めるよう指導する。

併せて、1 年に 1 回以上の頻度で同一チームとして派遣を想定されるメンバーで、都道府県等や保健所単位で演習に取り組む機会を設けるなど、平時から顔の見える関係性を育むことが望ましい。

4 DHEAT 派遣根拠及び費用負担の考え方

DHEAT 派遣根拠及び費用負担については、全国衛生部長会災害時保健医療活動標準化検討委員会が作成した「災害時における保健医療行政職員の応援要請及び応援派遣の手引き」(平成 30 年 3 月)を参考に、危機管理部局と摺り合わせておく。

(4) 参考とすべき根拠法令・通知・協定

- ・災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
- ・災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
- ・防災基本計画（昭和 38 年 6 月 14 日中央防災会議決定、平成 30 年 6 月 29 日修正）
- ・厚生労働省防災業務計画（平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省発総第 11 号制定、平成 29 年 7 月 6 日厚生労働省発科 0706 第 2 号修正）
- ・「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（H29 年 7 月 5 日付け厚生労働省関係 5 部局長等連名通知）
- ・災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」（H30 年 3 月 20 日付け厚生労働省健康局健康課長通知）
- ・指定都市間や市町村間などの地方公共団体間の相互応援協定

(5) 地域防災計画との関係

災害対策基本法において、地方公共団体における防災に関する計画（地域防災計画）の作成、実施、相互協力等が規定されており、国の防災基本計画に基づき、都道府県及び市町村はそれぞれ、地域防災計画を作成する必要がある。平成 30 年 6 月 29 日付け防災基本計画の修正では、保健医療調整本部の設置及び DHEAT の要請及び編成が明記されたため、都道府県等の地域防災計画において、大規模災害時の保健医療調整本部の設置や健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣および受援などについて記載するよう、修正に向けて危機管理部局との調整を図る。

(6) DHEAT の応援派遣に係る費用と補償

- ・原則として、応援派遣元都道府県又は市町村の負担となる。
- ・地方公共団体間の相互応援協定等や応援要請の根拠となる災害対策基本法等に基づき、応援派遣元都道府縣市より、派遣先都道府県に対して、費用を求償することが可能な場合がある。
- ・費用求償の考え方は、他の地方公共団体支援と同様である。
- ・派遣される者は地方公務員の身分を有することから、地方公務員災害補償基金からの補償を受ける。

5 平時における DHEAT 派遣体制の整備

(3) 派遣調整にかかる組織体制の構築

① 応援調整窓口の設置

- ・都道府県及び指定都市は本庁に DHEAT の応援調整及び受援調整を担う部署を決定し、他の都道府県及び指定都市にも公表可能な窓口を定め、厚生労働省健康局健康課に《様式 1-1》「DHEAT 等応援及び調整窓口登録（国へ提出）」を用いて登録する。なお、保健師等支援チー

ムとの一体的な編成及び運用の観点から、保健師チームの調整窓口と同一部署であることが望ましい。

・指定都市以外の保健所設置市や特別区等は、都道府県から DHEAT 編成にかかる応援要請を受ける窓口となる部署を保健部局の調整を担う部署に設置し、都道府県に《様式 1-2》「DHEAT 等応援及び調整窓口登録様式（都道府県へ提出）」を用いて報告する。

② その他の保健所設置市・特別区等との調整

・都道府県は、平時に、DHEAT への参画にかかる協力が得られるよう指定都市以外の保健所設置市や特別区等と協議し、自治体間で「災害時の DHEAT 編成に関する協定」を締結しておくことが望ましい。【身分・費用・補償などについて明記】

③ 調整にかかる連絡体制の整備

・厚生労働省からの照会に対して、応援調整窓口から厚生労働省健康局健康課に《様式 2》「災害に係る DHEAT 応援派遣の可否について（国へ提出）」を用いて応援派遣の可否を回答できるように自治体内の関係部局との連絡調整ルートを明確にし、組織体制を整えておく。

・応援調整窓口は平時に DHEAT 構成員の連絡先及び派遣決定権のある上司の連絡先からなる《様式 3-1》「DHEAT 応援派遣予定者と所属長の連絡先一覧表」又は《様式 3-2》「DHEAT 応援派遣予定者名簿」を作成しておく。

・DHEAT 構成員については、平時に人事異動などのタイミングで DHEAT 応援派遣予定者名簿を更新し、派遣予定順序を本人と所属において共有しておく。

・平時に、派遣要請から DHEAT が派遣元都道府県等を出発できるまでの時間についても組織内で検討しておく。ただし、調整に要する時間を出来る限り短くするための部署間の事前調整や手続きの簡素化を検討し、短縮を図るよう努める。

④ DHEAT 健康管理体制の整備

・応援派遣による惨事ストレスを受け、PTSD あるいはうつ症状を呈する職員も存在する。応援派遣構成員の所属自治体は、職員管理体制としてのメンタルヘルスチェック及び専門相談窓口等を活用できるように人事課等と調整の上、体制を整備し、明記しておく。

《別添 1》「応援派遣職員の健康管理フロー」

(4) DHEAT 標準資機材・個人装備の準備

・平時よりチームとして準備すべき資機材を整備し、安全な場所に保管し、災害時に直ぐに使えるよう定期的に点検を行っておく。

《参考 1》「DHEAT 標準資機材（例）」

《参考 2》「活動資機材例（例）」

・派遣元自治体は平時に、応援派遣者名簿に登録された構成員に対して災害時に携行すべき物品を知らせておく。応援派遣者名簿に登録された構成員は、平時に携行すべき物品を自宅に 1 か所にまとめて保管しておき、定期的に点検を行っておく。

《参考 3》「DHEAT 個人装備（例）」

6 災害時における DHEAT 派遣

(1) 応援派遣調整の開始

- ・厚生労働省防災業務計画又は地方公共団体の相互応援協定等に基づく DHEAT の応援派遣可否の照会にあたり、応援派遣にかかる調整を開始する。

(2) DHEAT の編成

①本庁における応援計画の策定

- ・派遣にあたっては DHEAT 応援計画を立案し、《様式 4》「DHEAT 応援派遣スケジュール」及び《様式 5》「災害に係る DHEAT 応援派遣計画（班ごと提出）」を作成する。
- ・派遣元都道府県等は被災都道府県からの《別添 2》「応援派遣要請の概要」及び報道発表、被災都道府県等のホームページ、警察、EMIS 等から情報を収集し、被災状況の概況及び被災地の保健医療ニーズを分析する。ただし、被災地の都道府県等は繁忙であるため安易に照会しない。
- ・被災地の公衆衛生における現状から課題を想定し、それらを解決するために必要となる資機材、必要な職種の選定を行う。被災都道府県からの要請があればそれを最優先させる。
- ・当面想定される全体の派遣チーム数・職種の配分、1 チームの派遣人数・派遣期間、移動手段、派遣前オリエンテーションや健康管理の手段と方法、引継ぎの手段と方法、派遣終了後の報告やデブリーフィングの手段と方法、本庁側の後方支援体制の構築と役割の明確化を図る。

②都道府県及び指定都市の内部調整

- ・応援調整窓口は、DHEAT 派遣候補者の所属長に対して、派遣概要（派遣する都道府県名、派遣予定場所、派遣期間、派遣都道府県等の連絡先及び担当者名、移動手段など）を伝える。
- ・所属長は、DHEAT 派遣候補者本人に派遣概要を伝達し、本人の体調や仕事や家庭の協力体制などを改めて確認し、内諾を得る。
- ・所属長は、組織として派遣の受諾を決定し、応援調整窓口に回答する。

③その他の保健所設置市・特別区等との調整

- ・都道府県等は自らの自治体の職員だけで DHEAT が編成できない場合は、保健所設置市や特別区等の応援調整窓口連絡し、派遣概要（派遣する都道府県名、派遣予定場所、派遣期間、派遣都道府県等の連絡先及び担当者名、移動手段や参集場所など）を伝え、派遣職員を選定を依頼する。なお、指定都市は都道府県を通じて保健所設置市や特別区等に照会し、回答を得る。
- ・都道府県から照会を受けた保健所設置市・特別区等では、上記①と同様に内部調整を行い、結果を都道府県に回答する。

(5) 応援派遣の応諾

- ・前述の(2)により応援派遣が可能であると判断した場合、災害対策本部の了解を得て、《様式 2》「災害に係る DHEAT 応援派遣の可否について」を用いて照会先の厚生労働省等に回答する。

- ・ 応援派遣元都道府県等は、《様式 4》「DHEAT 応援派遣スケジュール（国へ提出）」を用いて DHEAT 派遣内容を提出する。

(4) DHEAT の応援派遣先(保健医療調整本部・保健所等)との調整

- ① 厚生労働省による調整により応援派遣先候補となった被災都道府県の応援調整窓口の連絡先の報告を受ける。
- ② 応援派遣元都道府県等は被災都道府県の保健医療調整本部に対して応援調整窓口を通じて DHEAT 応援派遣計画《様式 5》「災害に係る DHEAT 応援派遣計画（班ごと提出）」を提出する。
- ③ 被災都道府県の保健医療調整本部は DHEAT 応援派遣計画に応じて活動場所及びおおよその集合時間を決定し、応援調整窓口を通じて応援派遣元都道府県等に連絡する。
- ④ 被災都道府県内の指定都市及び特別区から DHEAT 派遣要請に応じる場合については、被災都道府県の保健医療調整本部は、応援派遣元都道府県等から提出のあった DHEAT 応援派遣計画を指定都市等と共有しておく。
- ⑤ DHEAT は原則として応援派遣先の保健医療調整本部に集合する。ただし、2 班目以降は応援派遣先の保健医療調整本部の指示により直接活動場所に集合しても差し支えない。
- ⑥ 被災都道府県は DHEAT の増援又は応援派遣期間の延長等が必要な場合には、応援側との協議により応援要請を見直し、必要に応じ厚生労働省に追加の応援派遣に関する調整を依頼する。

(5) 派遣の実際

- ①緊急連絡網の作成
 - ・ チーム内で派遣元あるいは派遣先都道府県等からの連絡窓口となる代表者（責任者）を決めておく。《様式 5》「災害に係る DHEAT 応援派遣計画（班ごと提出）」
 - ・ 派遣される職員は派遣元都道府県の本庁窓口となる 24 時間連絡可能な電話番号を各自の携帯電話に登録しておく他、チーム構成員間で携帯電話番号、LINE、メールアドレスなどを相互の了解の下で交換しておく。
 - ・ あらかじめ活動中に震度 5 以上の地震が起きた場合、構成員は自らの安否を自主的に代表者に報告し、代表者は構成員全員の安否を確認し、派遣元に報告するなど、派遣元が職員の安全を守る体制を整えておく。
- ②健康管理体制の確保
 - ・ 派遣中は十分な睡眠が確保できるよう、勤務時間や休憩場所をコントロールするため、チーム内に構成員の健康管理に配慮する職員を指名しておくことが望ましい。

(6) DHEAT 標準資機材・個人装備の準備

- ・派遣元都道府県等は、活動に必要な資機材を点検し、公用車への積み込み・又は構成員が携行できるよう準備する。その際は応援派遣職種や応援活動計画に基づき物品の数量等を勘案する。また、応援派遣構成員に対して携行すべき物品を再確認するよう指示する。

《参考1》「DHEAT 標準資機材（例）」

《参考2》「DHEAT 個人装備（例）」

《参考3》「活動資機材例（例）」

- ・応援派遣構成員は、派遣先の状況に適応した衣服を選択し、入浴しておくなど個人の準備を整える。

(7) ロジスティクス

① 交通経路の決定

- ・被災地までの交通経路については警察・国土交通省・道路公団・運行会社の情報を収集し、安全で最短時間で往復できる方法を検討する。
- ・車両については被災地に近づくほどガソリンの供給量が不足することが想定されるため予備のガソリンを準備するなど慎重に決定する。
- ・公用車等を被災地で使用する場合は、大規模地震対策特別措置法第21条（7）に基づき、緊急通行車両等申請を派遣先の警察において行う必要がある。

② 宿泊先の確保

- ・宿泊は安全と休息が確保できる場所が望ましい。宿泊先が活動場所と離れている場合は、移動に時間を要し、休息時間が十分に確保されないことや慣れない環境での長時間の運転による疲労を生じることが想定される。そのため、宿泊地の選定については被災地の復興状況に合わせて、その時点で最適な場所を検討する。

(8) 派遣時オリエンテーション

- ・DHEAT の派遣元である都道府県等の本庁は、チームの代表者又は全員に対して派遣前にオリエンテーションを行う。オリエンテーションの内容は、DHEAT の構成員としての心構え、健康管理、安全確保、応援派遣計画に関する内容、宿泊場所、移動手手段及び移動ルート、活動内容・活動時間記録表の説明などである。

《参考4》「応援派遣時オリエンテーション項目チェックリスト」

- ・また、《様式5》「災害に係る DHEAT 応援派遣計画（班ごと提出）」に構成員の緊急連絡先を登録しておく。

(9) 応援派遣の終了

- ・被災都道府県は、当該職員等による保健医療活動の総合調整や保健医療体制の復旧・復興に向けた行程の業務が可能と判断した場合は、厚生労働省に DHEAT の活動の終結を報告する（被災都道府県の保健所設置市及び特別区は、被災都道府県に終結を報告する）。

(10) 派遣終了後の対応

④ 健康管理

- ・DHEAT の派遣元である都道府県等の本庁は、チーム構成員全員に対して派遣終了後、応援派遣を労い、日常生活及び通常業務に復帰するにあたり切り替えを行い、休んだ期間を埋めようと過重労働になることのないよう、休暇を取得して心身ともにリフレッシュすることの重要性などについてデブリーフィングを行う。

《参考5》「応援派遣終了後デブリーフィング項目チェックリスト」

- ・PTSD やうつ症状などの兆候がないかについても派遣後 1～3 か月間の確認が必要であることについて構成員及び所属長の理解を得る。また、必要時に相談できる専門機関を紹介しておく。これらは、後で確認できるよう紙面で渡しておくことが望ましい。

⑤ 事務手続き

- ・応援派遣に係った費用を算出するため、就業記録の回収を行う他、活動資金の支出状況の確認と残金の確認を行う。
- ・派遣先自治体の個人情報及び構成員間の情報の消去について確認する。
- ・緊急連絡先を構成員に返却する。

⑥ 活動評価

- ・DHEAT 構成員から次の派遣チームの参考となる被災地の公衆衛生の状況、活動及び活動に対する自己評価、活動内容について報告を受ける。
- ・都道府県本庁等は DHEAT 活動についてまとめる機会や報告会を企画する。

第2章 災害時保健活動支援チーム編

災害時保健活動支援チーム編について、文中に示されている様式等は「災害時の保健活動推進マニュアル」（現在作成中）に示される予定である。ここでは、仮に「DHEAT 編」に示した DHEAT 用の様式番号等を記載している。

1 災害時保健活動支援チームとは

災害時保健活動支援チームは、被災地の地域住民の健康レベルの向上を図ることを目的として、被災市町村及び被災市町村を管轄する保健所の指揮下で地域住民に対して行われる公衆衛生施策（保健衛生対策、生活環境対策）の実行を主な任務とする被災地域外の自治体の職員によって組織されるチームを言う。

なお、災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team=DHEAT）は、保健衛生活動に係る体制整備や調整業務を主とするため、任務の違いはあるが被災地において互いに連携して支援活動を行う。

2 災害時保健活動支援チームの構成員

（1）派遣元自治体

都道府県、指定都市、中核市・特別区等の保健所設置市及び一般市町村

（2）職種

保健師、管理栄養士、歯科衛生士、食品衛生監視員、環境衛生監視員その他の専門職と業務調整員（専門職が兼業することを妨げない）

（3）人数

1班当たり3名以上

（4）派遣日数

1班当たり1週間以内

（5）教育

災害時保健活動支援チームの業務は派遣元自治体で行われている公衆衛生の延長線上にあるが、以下の学習や訓練を受け、一定の力量を備えていることが望ましい。

- ① 災害に関する法制度の基礎知識
- ② 災害対応における自治体の組織体制
- ③ 災害の各フェーズに起こりやすい健康障害に関する知識
- ④ 避難所など特定の場所における環境整備に関する知識
- ⑤ あらゆるライフステージにある対象者に起こりやすい健康障害に関する知識
- ⑥ 感染症対策

- ⑦ メンタルヘルス対策
- ⑧ 災害時の都道府県、保健所、市町村の役割と連携の在り方
- ⑨ 災害時の情報収集様式や EMIS への入力、クロノロジーなどの技術
- ⑩ 協働する保健医療活動チームの特徴
- ⑪ 惨事ストレス、職員の健康管理

(6) 災害時保健活動支援チームを編成する上での留意点

災害時保健活動支援チームは自立した活動ができるようチーム構成員の職位・経験等を考慮する必要がある。

派遣される職員については、過去の病気休暇の状況、治療中の疾病の有無など健康状態、過去の災害あるいは被災地派遣におけるメンタルヘルスを含む適応状況、家族の協力体制などを勘案して選定する。

災害時保健活動支援チーム構成員の所属する組織の所属長は、派遣期間+2日間の連続した休暇を目安として、所属における業務の調整を図る。

また、所属内での調整が困難な場合については、自治体の本庁において同一自治体の他部署から、災害時保健活動支援チームの構成員となった職員の所属への応援体制を整える。

(7) 災害時保健活動支援チームとしての心構え

災害時保健活動支援チームは被災自治体職員が十分に担えない被災地の地域住民への公衆衛生対策を被災自治体職員に成り代わって実施する。つまり、対地域住民には、被災自治体の対策の一環として支援していることを説明し、派遣元自治体をアピールすることは控えるべきであり、派遣元自治体（本庁）も、その意識を踏まえるべきである。

被災自治体の職員も被災者であることに配慮して、被災自治体職員的心情や体調に配慮した言動や対応を心がける。被災自治体を支援するために派遣されていることを自覚し、自らのニーズや派遣元自治体のニーズを被災自治体の要望や現状に優先させて活動することがないようにする。

さらに、発災後、一定期間が経過した際には、被災自治体が自立して活動を行うことを念頭に置き、被災地自治体において継続可能な活動にかかる支援を行うことが肝要である。

災害時保健活動支援チーム構成員は被災自治体職員の負担を最小限にするよう、指示待ちではなく、自立した活動が必要であり、活動を通して得られた情報は全て被災自治体のものであることを十分に認識した上で、支援者としての心構えを理解し実践できるよう、研修やオリエンテーションの機会を設け、周知・徹底する。

3 災害時保健活動支援チーム派遣根拠及び費用負担の考え方

災害時保健活動支援チーム派遣の根拠及び費用負担については、全国衛生部長会災害時保健医療活動標準化検討委員会が作成した「災害時における保健医療行政職員の応援要請及び応援派遣の手引き」（平成30年3月）を参考に、危機管理部局と摺り合わせておく。（第1章参照）

4 平時における災害時保健活動支援チーム派遣体制の整備

(2) 派遣調整にかかる組織体制の構築

① 応援調整窓口の設置

- ・都道府県及び指定都市は、本庁に DHEAT 及び災害時保健活動支援チーム の応援調整及び受援調整を担う部署を決定し、他の自治体に対して公表可能な窓口を定め、厚生労働省健康局健康課に登録する。
- ・指定都市以外の保健所設置市や特別区等は、都道府県から災害時保健活動支援チーム編成にかかる応援要請を受ける窓口となる部署を保健部局の調整を担う部署に設置し、都道府県に「様式 1-2」 「DHEAT 等応援調整窓口登録様式（都道府県へ提出）」を用いて報告する。

② 調整にかかる連絡体制の整備

- ・厚生労働省からの照会に対して、応援調整窓口から厚生労働省健康局健康課に「様式 2」 「災害に係る災害時保健活動支援チーム応援派遣の可否について」を用いて応援派遣の可否を回答できるよう自治体内の関係部局との連絡調整ルートを明確にし、組織体制を整えておく。
- ・応援調整窓口は平時に災害時保健活動支援チーム構成員の連絡先及び派遣決定権のある上司の連絡先からなる 一覧表「様式 3-1」又は「様式 3-2」の「災害時保健活動支援チーム応援派遣予定者名簿」を作成しておく。
- ・災害時保健活動支援チーム構成員については、平時に人事異動などのタイミングで災害時保健活動支援チーム応援派遣予定者名簿を更新し、派遣予定順序を本人と所属において共有しておく。
- ・平時に、派遣要請から災害時保健活動支援チームが派遣元都道府県等を出発できるまでの時間についても組織内で検討しておく。ただし、調整に要する時間を出来る限り短くするための部署間の事前調整や手続きの簡素化を検討し、短縮を図るよう努める。

③ 災害時保健活動支援チーム健康管理体制の整備

- ・応援派遣による惨事ストレスを受け、PTSD あるいはうつ症状を呈する職員も存在する。応援派遣構成員の所属自治体は、職員管理体制としてのメンタルヘルスチェック及び専門相談窓口等を活用できるよう人事課等と調整の上、体制を整備し、明記しておく。「参考 1」 「応援派遣職員の健康管理フロー」

(3) 災害時保健活動支援チームの資機材・個人装備の準備

- ・平時よりチームとして準備すべき資機材を整備し、安全な場所に保管し、災害時に直ぐに使えるよう定期的に点検を行っておく。

「参考 1」 「災害時保健活動支援チーム標準資機材例」

- ・派遣元自治体は平時に、応援派遣者名簿に登録された構成員に対して災害時に携行すべき物品を知らせておく。応援派遣者名簿に登録された構成員は、平時に携行すべき物品を自宅に 1 か所にまとめて保管しておき、定期的に点検を行っておく。

「参考 2」 「災害時保健活動支援チーム個人装備」

5 災害時における災害時保健活動支援チーム派遣

(1) 応援派遣調整の開始

- ・厚生労働省防災業務計画又は地方公共団体の相互応援協定等に基づく災害時保健活動支援チームの応援派遣可否の照会にあたり、応援派遣にかかる調整を開始する。

(2) 災害時保健活動支援チームの編成

①本庁における応援計画の策定

- ・派遣にあたっては災害時保健活動支援チーム応援計画を立案し、《様式5》「災害に係る災害時保健活動支援チーム応援派遣計画（班ごと提出）」及び《様式4》「災害時保健活動支援チーム応援派遣スケジュール」を作成する。
- ・派遣元都道府県等は被災都道府県からの応援派遣要請の概要《参考資料5》「応援派遣要請の概要」及び報道発表、被災都道府県等のホームページ、警察、EMIS等から情報を収集し、被災状況の概況及び被災地の保健医療ニーズを分析する。ただし、被災地の都道府県・市町村等は繁忙であるため安易に照会しない。
- ・被災地の公衆衛生における現状から課題を想定し、それらを解決するために必要となる資機材、必要な職種の選定を行う。被災都道府県・市町村等からの具体的な要請があればそれを最優先させる。
- ・当面想定される全体の派遣チーム数・職種の配分、1チームの派遣人数・派遣期間、移動手段、派遣前オリエンテーションや健康管理の手段と方法、引継ぎの手段と方法、派遣終了後の報告やデブリーフィングの手段と方法、本庁側の後方支援体制の構築と役割の明確化を図る。

②都道府県及び指定都市の内部調整

- ・応援調整窓口は、災害時保健活動支援チーム候補者の所属長に対して、派遣概要（派遣する都道府県名、派遣予定場所、派遣期間、派遣都道府県等の連絡先及び担当者名、移動手段など）を伝える。
- ・所属長は、災害時保健活動支援チーム派遣候補者本人に派遣概要を伝達し、本人の体調や仕事や家庭の協力体制などを改めて確認し、内諾を得る。
- ・所属長は、組織として派遣の受諾を決定し、応援調整窓口に回答する。

(3) 応援派遣の応諾

- ・(2)により応援派遣が可能であると判断した場合、災害対策本部の了解を得た上で、《様式2》「災害に係る災害時保健活動支援チーム応援派遣の可否について」を用いて照会先の厚生労働省等に回答する。
- ・応援派遣元都道府県等は、《様式4》「災害時保健活動支援チーム応援派遣スケジュール」（国へ提出）を用いて派遣内容を提出する。

(4) 災害時保健活動支援チームの応援派遣先(保健医療調整本部・保健所等)との調整

- ① 厚生労働省による調整により応援派遣先候補となった被災都道府県の応援調整窓口の連絡先の報告を受ける。

- ② 応援派遣元都道府県等は被災都道府県の保健医療調整本部に対して応援調整窓口を通じて災害時保健活動支援チーム応援派遣計画《様式5》「災害に係る災害時保健活動支援チーム応援派遣計画（班ごと提出）」を提出する。
- ③ 被災都道府県の保健医療調整本部は災害時保健活動支援チーム応援派遣計画に応じて活動場所及びおおよその集合時間を決定し、応援調整窓口を通じて応援派遣元都道府県等に連絡する。
- ④ 被災都道府県内の市町村からの災害時保健活動支援チーム派遣要請に応じる場合については、被災都道府県の保健医療調整本部は、応援派遣元都道府県等から提出のあった災害時保健活動支援チーム応援派遣計画を共有しておく。
- ⑤ 災害時保健活動支援チームは原則として応援派遣先の保健医療調整本部の調整により決定された市町村に集合する。
- ⑥ 被災都道府県は、災害時保健活動支援チームの増援又は応援派遣期間の延長等が必要な場合には、応援側との協議により応援要請を見直し、必要に応じ厚生労働省に追加の応援派遣に関する調整を依頼する。

(5) 派遣の実際

①緊急連絡網の作成

- ・チーム内で派遣元あるいは派遣先都道府県等からの連絡窓口となる代表者（責任者）を決めておく。《様式5》「災害に係る災害時保健活動支援チーム応援派遣計画（班ごと提出）」
- ・派遣される職員は派遣元都道府県の本庁窓口となる24時間連絡可能な電話番号を各自の携帯電話に登録しておく他、チーム構成員間で携帯電話番号、LINE、メールアドレスなどを相互の了解の下で交換しておく。
- ・あらかじめ活動中に震度5以上の地震が起きた場合、構成員は自らの安否を自主的に代表者に報告し、代表者は構成員全員の安否を確認し、派遣元に報告するなど、派遣元が職員の安全を守る体制を整えておく。

②健康管理体制の確保

- ・派遣中は十分な睡眠が確保できるよう、勤務時間や休憩場所をコントロールするため、チーム内に構成員の健康管理に配慮する職員を指名しておくことが望ましい。

(6) 災害時保健活動支援チーム標準資機材・個人装備の準備

- ・派遣元都道府県等は、活動に必要な資機材を点検し、公用車への積み込み・又は構成員が携行できるよう準備する。その際は応援派遣職種や応援活動計画に基づき物品の数量等を勘案する。《参考1》「災害時保健活動支援チーム標準資機材例」
- ・派遣元都道府県等は、応援派遣構成員に対して携行すべき物品を再確認するよう指示する。《参考2》「災害時保健活動支援チーム個人装備」
- ・応援派遣構成員は、派遣先の状況に適応した衣服を選択し、入浴しておくなど個人の準備を整える。

(7) ロジスティクス

① 交通経路の決定

- ・被災地までの交通経路については警察・国土交通省・道路公団・運行会社の情報を収集し、安全で最短時間で往復できる方法を検討する。
- ・車両については被災地に近づくほどガソリンの供給量が不足することが想定されるため予備のガソリンを準備するなど慎重に決定する。
- ・公用車等を被災地で使用する場合は、大規模地震対策特別措置法第21条(7)に基づき、緊急通行車両等申請を派遣先の警察において行う必要がある。

② 宿泊先の確保

- ・宿泊は安全と休息が確保できる場所が望ましい。宿泊先が活動場所と離れている場合は、移動に時間を要し、休憩時間が十分に確保されないことや慣れない環境での長時間の運転による疲労を生じることが想定される。そのため、宿泊地の選定については被災地の復興状況に合わせて、その時点で最適な場所を検討する。

(8) 派遣時オリエンテーション

- ・災害時保健活動支援チームの派遣元である都道府県等の本庁は、チームの代表者又は全員に対して派遣前にオリエンテーションを行う。オリエンテーションの内容は、支援者としての心構え、健康管理、安全確保、応援派遣計画に関する内容、宿泊場所、移動手段及び移動ルート、活動内容・活動時間記録表の説明などである。《参考4》「応援派遣時オリエンテーション項目チェックリスト」
- ・また、《様式5》に構成員の緊急連絡先を登録しておく。

(9) 応援派遣の終了

- ・被災都道府県は、当該職員等による保健医療活動の総合調整や保健医療体制の復旧・復興に向けた行程の業務が可能と判断した場合は、災害時保健活動支援チームの活動の終結を報告する(被災都道府県の保健所設置市及び特別区は、被災都道府県に終結を報告する)。

(10) 派遣終了後の対応

(ア) 健康管理

- ・災害時保健活動支援チームの派遣元である都道府県等の本庁は、チーム構成員全員に対して派遣終了後、応援派遣を労い、日常生活及び通常業務に復帰するにあたり切り替えを行い、休んだ期間を埋めようと過重労働になることのないよう、休暇を取得して心身ともにリフレッシュすることの重要性などについてデブリーフィングを行う。《参考5》「応援派遣終了後デブリーフィング項目チェックリスト」
- ・PTSD やうつ症状などの兆候がないかについても派遣後1~3か月間の確認が必要であることについて構成員及び所属長の理解を得る。また、必要時に相談できる専門機関を紹介しておく。これらは、後で確認できるよう紙面で渡しておくことが望ましい。

(イ) 事務手続き

- ・ 応援派遣に係った費用を算出するため、就業記録の回収を行う他、活動資金の支出状況の確認と残金の確認を行う。
- ・ 派遣先自治体の個人情報及び構成員間の情報の消去について確認する。
- ・ 緊急連絡先を構成員に返却する。

(ウ) 活動評価

- ・ 災害時保健活動支援チーム構成員から次の派遣チームの参考となる被災地の公衆衛生の状況、活動及び活動に対する自己評価、活動内容について報告を受ける。
- ・ 都道府県本庁等は災害時保健活動支援チーム活動についてまとめる機会や報告会を企画する。

(以上)